

児童扶養手当と 特別児童扶養手当の支給

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父または母がいない児童を養育している家庭等を対象とし、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年の11月分から翌年10月分までの手当が決まります。（表A参照）

◆対象者

次の5項目などいずれかに該当する、18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）に達する日以降の最初の3月31日までの児童を扶養している父（母）または養育者。
①父母が婚姻を解消した児童
②父（母）が死亡した児童

③父（母）が重度の障がいの状態（年金の障がい等級の1級程度）にある児童
④父（母）の生死が明らかでない児童
⑤父（母）が、母（父）の申し立てにより保護命令を受けた児童

◆手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》
月額45,500円
《対象児童1人・一部支給の場合》
月額45,490円から10,740円
※2人目は、対象額に月額最大10,750円を加算し、3人目以降は、1人につき最大6,450円ずつ加算。
※11月以降は3人目以降1人につき最大10,750円ずつ加算。
※要件を満たしており、手当を受給されていない方はお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得				配偶者および 扶養義務者の所得
	令和6年4月～10月		令和6年11月以降		
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	69万円	208万円	236万円
1人	87万円	230万円	107万円	246万円	274万円
2人	125万円	268万円	145万円	284万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算				

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年の8月分から翌年7月分までの手当の支給の要否を判断します。（表B参照）

◆対象者

精神または身体に政令で定める程度（国民年金法1級および2級に相当）の障がいがある20歳未満の児童を養育している父（母）または養育者。

◆手当の額

《1級》月額55,350円
《2級》月額36,860円
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

◎現況届、所得状況届の提出

8月上旬に役場福祉課から「現況届」および「所得

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および 扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

40歳から74歳の国民健康保険へ加入されている方へ

人間ドックを受けた費用の一部の助成を開始

町では、病気の早期発見、早期治療のため、40歳から74歳の国民健康保険被保険者の方を対象に、人間ドックを受診した費用の一部を助成する制度を今年度から開始しました。

【対象者】

- 国民健康保険被保険者で、特定健康診査の対象者
- 人間ドックの検査結果、質問票の提供に同意する方
- 今年度特定健康診査を受診しない方
- 国民健康保険税の滞納がない方

【助成金額】 上限 5,000円

【助成の対象】

- 高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する健診項目をすべて満たすこと
- 受診した人間ドックが保険給付の対象ではないこと
- 令和6年4月1日以降に受診した人間ドックの費用であること

【申込方法】

特定健康診査受診券、人間ドック検査結果、領収書、振込口座のわかるもの、保険証などを持参のうえ、役場福祉課窓口にて申請してください。

【申請期限】 令和7年3月31日（月）

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

バス停の位置や目的地までの乗降時間などを表示

町民バスの路線が「Googleマップ」で検索できます

Google マップで町民バスの路線を検索することができます。パソコンやスマホなどからGoogle マップアプリを起動し、現在地または乗車したい場所から目的地までの経路検索を行うと、一番近いバス停から目的地までの利用路線と乗降

時刻が表示されます。

町民バスを利用する際は、ぜひご活用ください。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

24時間フリーダイヤル（無料）にてお知らせします

ダムの放流状況と発電放流予定のお知らせ

電源開発㈱では、新宮川水系の各ダム（池原ダム・七色ダム・小森ダムおよび風屋ダム・二津野ダム）の放流状況並びに、発電所（十津川第二・小森発電所）の運転予定を、24時間フリーダイヤルにてお知らせしています。

新宮川水系各ダム情報	十津川第二・小森発電所運転予定
0120-302-425 内容：池原ダム・七色ダム・小森ダムおよび風屋ダム・二津野ダム放流状況	0120-201-914 内容：発電予定と発電放流量

▶詳しくは、電源開発㈱北山川電力所（☎07468-5-2158）までお問い合わせください。